

白陵会 クラブ活動OB会活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 白陵会は、白陵高等学校卒業生で組織するクラブのOB会（以下「クラブOB会」という）の充実振興を図るため、交付要件を満たすクラブOB会に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要項を定めるところとする。

(交付要件)

第2条 この助成金の交付の対象となるクラブOB会は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

1. 会員数が20名以上の健全な組織であること。
2. 会の規約が整備されていること。
3. 会員から徴収する年会費によって運営されていること。
4. 総会等の全体会合を年間1回以上開催し、活動状況が活発であること。
5. 白陵会本部の指示を遵守し連携に努めていること。

(配分方法)

第3条 この助成金の配分は、予算の範囲内において、1団体につき年額30,000円を限度として交付するものとする。

(申請手続)

第4条 この助成金を受けようとするクラブOB会の会長は、助成金交付申請書（様式1号）に次の書類を添えて、5月末日までに白陵会会長に提出しなければならない。

1. 会の規約
2. 会員名簿

(状況報告)

第5条 この助成金の交付を受けたクラブOB会の会長は、その活動並びに経理の状況について、白陵会会長から要求があったときは速やかにその状況を記載した報告書を提出しなければならない。

(決定取消)

第6条 白陵会会長は、クラブOB会が第2条の各号に掲げる要件を満たしていないと認められるときは、助成金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

附則 この要項は2002年（平成14年）4月1日から適用する。